



生活者ネットニュース



2025.1.26

167号

■発行:多摩・生活者ネットワーク ■発行責任者:原田恭子 ■連絡先:〒206-0014 多摩市乞田 1227-1-112
■TEL:042-376-5758 ■FAX:042-376-8854 ■https://tama.seikatsusha.me/ ■E-mail:office@tama-net.jp

子どもたちの学ぶ権利、通学の保障あつてこそ

安全な登下校は校内での学びとともに重要です。多摩市では、通常級よりも広い区域から通学している特別支援学級の子どもたちには、「特別支援教育就学奨励費制度」(交通費の補助)があり、経済面での支援があります。しかし「難聴」や「言語障害」の通級指導学級への通学には保護者が付き添いを求められますが、その交通費は支給されません。広い学区から通う特別支援学級の保護者についても同様であり、義務教育にも関わらず経済的な負担は小さくはありません。

使える生徒がいない制度？

昨年4月、市内の不登校生徒を対象とした「あたごspace」が開設されました。中には公共交通で通学している生徒もいます。しかし経済的理由が認められる家庭には就学援助制度が使えると言う一方、市の支給要件は通学距離が6 km以上。多摩市の広さでは、この制度を使える生徒がいないことを指摘しました。私は、障がいのある子もいない子

市議会議員
岸田めぐみ



も混ざり合つて地域の学校で学ぶインクルーシブ教育が、子ども本来の意味での学ぶ権利の保障となると考えますが、そのためにも最低限、通学の保障は不可欠ではないでしょうか。

既にある街を冷やす仕掛け、もつと活かそう

異常な暑さは、今や私たちの命や健康を脅かすレベル。私たちは地球温暖化対策とともにヒートアイランド対策にも取り組む必要があります。特にヒートアイランド対策は市の取り組みが効果に直結します。ニュータウン地区の公園や緑地、既存地域の河川や水田、用水路といった特徴ある冷熱源に今こそ注目すべきです。改定中の都市計画マスタープランに明記すべきと質しました。



2024.12月議会 一般質問より

闇バイトから若者を守るための基礎自治体の役割とは

多摩市は2年前に子ども・若者の権利を保障する条例を制定しています。その前文に、「私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い(中略)支援を行います。」とあります。昨今、闇バイトに若者が手を染める多くの事件報道から多摩市の若者は無関係とは言いきれないと感じます。

警察は、被害者を出さないためにも、若者が闇バイトに手を染めることへの防止策として、「闇バイトは犯罪」とのフレーズを社会に浸透させています。そして、基礎自治体の首長である阿部市長も「バイトではない犯罪だと言ふ必要がある」と答弁しています。それでいいのでしょうか?市民のために、公共の福祉を担う基礎自治体は警察

市議会議員
岩崎みなこ



ではないのです。

困窮した現状をなんとかしたくて、割のいいバイトを求めた結果、信じてしまう程、追い詰めてられている若者を、条例にあるように本気で市が寄り添い支援するならば、彼らに、犯罪だ、逮捕される、と伝えるよりも必要なことがあるはず。彼らの恐怖に寄り添い、可能な方法の選択肢を広げ、上手いかなにかあったときは別の選択肢を一緒に考える伴走型支援を周知することに力点をおいてほしいものです。

何故、インクルーシブ教育であるべきなのか?

私たちは、学校以外の公共施設、公共交通、商業施設等では、障がいの有無に関係なく共生しています。互いを理解しあえる力を育む場所が子ども時代を過ごす、子どもの社会である学校生活です。そこでは、ぶつかり、助け合う中、当然、友達が出来ます。その友達がロールモデルとなり、その記憶を基に優しい、共生社会を構築できるのです。今の多摩市の分離した学校環境では残念ながら子どもたちには多様な友達を持ってないのです。



「年収の壁」の引き上げは 女性のためになるの？



103万円の「年収の壁」が123万円に引き上げられたら、パートの主婦の手取りが増え、年末調整での働き控えがなくなり人手不足も解消される…。でも、これは本当に女性のためになるのでしょうか。

「年収の壁」とは、それを超えると、給与所得者の夫に扶養されているパートの主婦の税金や社会保険料の優遇措置がなくなる境目の年収のこと。103万・106万・130万・150万・201万円の「壁」があります。が、「年収の壁」以内で働くことで優遇措置が受けられるのは、「配偶者特別控除」「第3号被保険者」制度があるからです。

■「配偶者特別控除」とは

パートの主婦の年収が150万円以内なら、「配偶者特別控除」が適用されて夫は税金が安くなって手取りが増え、世帯全体の収入が増えます。1961年の「配偶者控除」創設時には103万円、1987年の「配偶者特別控除」創設で130万円、その後の引き上げで、今は150万円を超えても201万円以内なら満額ではないが配偶者特別控除が適用されます。「配偶者控除」や「配偶者特別控除」ができたのは「妻の座を高め」「内

助の功に対する特別の計らい」からです。

■「第3号被保険者」制度とは

会社員や公務員の夫に扶養されている妻が「第3号被保険者」。年収130万円以下なら、保険料を払わなくても年金に加入できます。1985年、高齢化が進む中で「家族は福祉の含み資産」「お年寄りのお世話は誰がするんだ」と、介護のご褒美として導入。その後の改正で、今は従業員51名以上の企業で働く年収106万円以上なら保険料負担が発生しますが、導入時には、「この制度は専業主婦優先で、単身や共働きで働いている女性・自営業や農家などの妻には適用されなくて不公平。税制や社会保険制度は世帯単位ではなく個人単位にすべき」との反対の声が女性たちから上がりました。

■「年収の壁」が引き上げられ世帯全体の

収入が増えたとしても、今のままで家庭内の男女平等は実現されるのでしょうか。単身で働く女性、共稼ぎ、自営業者の妻との公平性は？女性の経済的自立を遠ざけているのでは？男も女も働き、家事・育児・介護をともに担い、税も社会保障も世帯単位でなく個人単位にすることから男女平等は実現するのではないのでしょうか。

落合 保田千世

みんなの居場所～まちの縁がわテラツアを見学しました

昨年の10月11日、多摩ネットの福祉部会で府中市住吉町の「みんなの居場所～まちの縁がわテラツア」を見学しました。関戸橋を渡って200メートルくらいの場所です。

テラツアは2021年5月、メンバー5人の共同出資で運営を始めた可愛いお店。おにぎり、カレー、マフィン等の軽食と、ちょっとした困りごとの相談やお手伝い、月に一回のこども食堂といった幅広い活動に加え、ボックスを貸し出している手作り作品の販売など、地域の皆さんの活動拠



福祉部会では、多摩市にもホッとできる誰でもが気軽に集える居場所、たまり場を作りたいと思っています。

いろいろなアイデアを出しながら、少し遠くでも行ってみたいと思えるような場所…。まずは場所探しからですが。

静かでのんびりした時間が流れるテラツア。散歩がてら、皆さんも出かけてみてはいかがでしょうか。

福祉部会 野宮和子



行ってききました